



## 税理士法人より



所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

グローバル化が進む現代において国際間の取引は以前より身近なものになりました。これに伴い、非居住者等への支払いで国内源泉所得に該当するものについては、源泉所得税を控除する必要があるため注意が必要です。

今回は非居住者及び外国法人(以下、非居住者等)に対する国内源泉所得税についてご紹介いたします。

### 国内源泉所得税とは

居住者においては国内外で獲得した所得に対して源泉所得税が課されますが、非居住者等については日本国内で獲得した「国内源泉所得税」が課税の対象となります。

国内源泉所得税とは日本国内で生じた所得をいい、源泉徴収される所得税を源泉所得税といいます。源泉徴収とは給与や報酬等の支払いをする際に事前に所得税を差し引く制度の事です。

### 国内源泉所得税の種類

国内源泉所得税が課される取引は大まかに

14つに分かれますが、特に気を付けていただきたいものについて一部列挙いたします。

#### ●土地等の譲渡対価

土地等とは土地の上に存する権利、建物、付属設備、構築物を含みます。例外として土地等の譲渡対価が1億円以下で、一定の要件を満たす場合には源泉徴収が不要となります。

#### ●人的役務の提供事業の対価

芸能人、自由職業者、専門的知識や技能を持つ人へ役務提供をしたことによる対価がこちらに当たります。

#### ●不動産の賃貸料等

非居住者等から日本国内にある不動産を賃借して賃借料を支払う場合には源泉徴収が必要となります。注意点として、自己またはその親族の居住用に供するために非居住者より借りて支払われるものについては源泉徴収が不要となりますので、用途及び相手が法人なのか個人なのかを気を付ける必要があります。

#### ●貸付金の利子

非居住者に対して借入金の利子を支払う場合には源泉所得税を考慮する必要があります。

### 源泉徴収をする時期及び納付時期

源泉徴収を行う時期は源泉徴収の対象となる所得を支払う時となり、納付時期は徴収した日の属する月の翌月10日までです。給与等に係る源泉所得税と異なる「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書(納付書)」を添えて最寄りの金融機関、所轄税務署又はe-Taxでの納付となります。

なお、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出している場合でも非居住者等に対する源泉所得税は対象外となります。

### 終わりに

源泉所得税の徴収を行わず納付を行わなかった場合には、個人が負担すべき源泉所得税を納付するだけでなく、延滞税及び不納付加算税が課されてしまうため、源泉所得税の納付はとても重要なものとなります。源泉徴収の要否の判断及び源泉所得税の徴収金額などについてご不明な点等ございましたらお気軽にご相談ください。



## 社会保険労務士法人より



所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 「配偶者控除の存続・廃止」の議論で 家族手当が変わる?

#### 配偶者控除、一転して存続へ

政府・与党は、「働き方改革」の一環として議論が進められていた所得税の配偶者控除廃止について、来年度は見送りにすることを決定しました。廃止から一転、対象範囲を広げるべきという議論も出てきています。

現時点でこの「配偶者控除」の先行きは不透明ですが、これが企業に与える影響について考えてみましょう。

#### 会員の妻の多くは「103万円の壁」にあわせてパートに出ている

会員の妻がパートなどで収入を得ると、年収に応じて以下のものが発生します。

- 100万円以上：住民税が発生
- 103万円以上：所得税が発生(夫の配偶者控除がなくなる)
- 106万円以上：一部に社会保険料が発生(今年10月以降、一定要件を満たす者のみ)

- 130万円以上：全員に社会保険料が発生
- 141万円以上：夫の配偶者特別控除がなくなる

今回議論されているのが年収103万円以上の部分で、いわゆる「103万円の壁」です。パートとして働く「会員の妻」の多くが、この「103万円の壁」を超えないよう調整しているのは周知の通りです。

#### 多くの企業も「103万円の壁」に合わせて配偶者手当を支給

一方で企業側も、「103万円の壁」に合わせて家族手当(配偶者手当)を支給しています。

人事院の「平成27年 職種別民間給与実態調査」によると、家族手当を支給している企業のうち半数以上(約58.5%)が、手当を支給する従業員の配偶者の収入を「103万円」までに制限しています。

年末調整において、従業員の配偶者の収入が103万円の上限を超えていないか、容易に確認できるからです。

#### 配偶者控除に影響されない家族手当の議論

将来的に配偶者控除が廃止されるにせよ、逆に対象範囲が拡大されるにせよ、「103万円の壁」を基準として家族手当(配偶者手当)の額を定めている多くの企業はその基準を失うこととなります。

すでにトヨタ自動車やホンダといった企業が扶養配偶者への手当を廃止し、その分子子供への手当を増額すると発表しています。

従来そのままの家族手当制度を見直すべき時期に来ているのかもしれない。





## 会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

### Q

株主から譲渡承認の請求がきたら？

当社では、定款で、発行する全ての株式につき譲渡制限を設けています。しかし先日、当社株主の一人から、その保有する株式の譲渡承認をしてほしいとの譲渡承認請求通知が届きました。当社としてはどう対応すべきでしょうか。

### A

譲渡承認をしない場合は、会社が買い取るか買受人を指定する必要があります。

#### 株式譲渡制限の趣旨

株式は、自由に譲渡できることが原則ですが、同族会社などの比較的規模の小さい会社にとっては、株主の個性が重要で、会社の安定的経営のため、会社にとって好ましくない者等が株主になって会社の経営に介入したりすることを防止する必要があります。

そこで、会社法では、株式譲渡について、

会社の承認を要するという形での株式譲渡制限を設けることが認められています。

なお、相続、合併などの一般継承は、譲渡にあたらなため、承認は不要です。

#### 承認か不承認かの決定

株主から譲渡承認請求がなされたときは、会社としては譲渡の承認または不承認の決定をし、その旨を譲渡承認請求者に通知します。決定は、定款で別段の定めがある場合を除き、取締役会設置会社では取締役会の決議、取締役会非設置会社では株主総会の決議によって行います。なお、譲渡承認請求の通知が到達してから2週間以内に決定の通知を行わなかった場合、譲渡を承認したものとみなされます。会社が承認した場合、その段階で会社との関係でも譲渡は有効と認められます。

#### 不承認の場合の手続

会社が譲渡を不承認とし、会社が買取る場合は、株式を買取る旨と買取数を株主総会

の特別決議で決定し、不承認の通知の日から40日以内に請求者に通知する必要があります。

買取人の指定をする場合は、取締役会設置会社では取締役会で、取締役会非設置会社では株主総会の特別決議で、買取人の指定をし、指定された買取人は、不承認の決定の日から10日以内に、請求者に対して指定を受けた旨及び買取数を通知する必要があります。

これらの通知をするときは、「1株あたりの純資産額×買取対象株式数」により算出される額を本店所在地の供託所に供託し、供託を証する書面も承認請求者に交付しなければなりません。

その後、株式の買取額は協議して決めることとなりますが、協議が調わず、供託額でも折り合いがつかない場合、裁判所に対して売買価格の価格決定の申し立てをすることになります。

## i

## お知らせ

#### 新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバー2名の紹介をさせていただきます。

#### 会計グループ / 森田 健吾

8月より汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました、森田健吾と申します。私はこれまで、未経験でも自分が成長できるチャンスがあれば恐れずに挑戦してきました。これからも、この姿勢を貫いて仕事を頑張ります。どうぞ、宜しくお願いいたします。

#### 会計グループ / 高坂 雄太

9月より汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました、高坂雄太と申します。前職は個人事務所にて勤務しておりました。皆様のお役にたてるよう一日でも早く新しい環境に慣れ、職務に励む所存でございます。どうぞ、宜しくお願いいたします。

#### 11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

##### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

##### 30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)  
 <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

